

概 説

I 平成18年における被疑事件の特色

平成18年における被疑事件の特色としては、特別法犯（※1）の通常受理人員の増加，刑法犯及び交通法違反の同人員の減少を挙げることができる。

また，前年に比べ，少年被疑事件の通常受理人員が9.3%（20,238人），外国人被疑事件（※2）の同人員が10.4%（3,268人）それぞれ減少している。

（※1）道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（以下「交通法違反」という。）を除く。以下同じ。

（※2）自動車等による業務上（重）過失致死傷（以下「自動車等による業過」という。）及び交通法違反を除く。以下同じ。

II 被疑事件の受理

1 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係）

平成18年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は2,064,406人で，前年に比べ2.7%（56,745人）減少している。

これを罪種別に見る（表1）と，前年に比べ，特別法犯が1.9%（2,171人）増加し，刑法犯は1.7%（20,972人），交通法違反は5.1%（37,944人）それぞれ減少している。

なお，刑法犯のうち，自動車等による業過の通常受理人員は861,173人で，刑法犯全体の69.7%，総数の41.7%を占めるが，前年に比べ3.5%（31,129人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	2,064,406	100.0	-2.7
刑 法 犯	1,235,597	59.9	-1.7
特 別 法 犯	117,935	5.7	1.9
交 通 法 違 反	710,874	34.4	-5.1

通常受理人員について，平成13年以降の推移を罪種別に見る（表2）と，自動車等による業過を除く刑法犯及び特別法犯は増加傾向にあるが，交通法違反は減少傾向にある。また，自動車等による業過はほぼ横ばいに推移している。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪 種	平 成 13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
総 数	100	99	98	98	96	94
刑 法 犯	100	108	113	118	118	121
特 別 法 犯	100	100	112	118	123	126
交 通 法 違 反	100	96	89	85	82	78
自動車等による業過	100	99	101	102	101	97

（注）1 平成13年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車等による業過を含まない。

2 罪名別通常受理人員（統計表第7，9表関係）

平成18年における刑法犯の通常受理人員は1,235,597人で，前年に比べ1.7%（20,972人）減少している。

これを主な罪名別（※）に見る（表3）と，前年に比べ，公務執行妨害15.9%（458人），詐欺8.3%（1,533人），窃盗5.1%（9,228人），暴力行為等処罰に関する法律違反4.4%（133人）などが増加し，強盗12.7%（758人），賭博・富くじ12.0%（164人），恐喝11.5%（943人）などが減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は，「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし，注記のある場合は，それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	1,235,597	100.0	-1.7
公務執行妨害	3,333	0.3	15.9
放火	1,187	0.1	2.3
住居侵入	10,093	0.8	2.5
文書偽造	4,658	0.4	2.9
強制わいせつ・強姦	4,925	0.4	0.3
賭博・富くじ	1,202	0.1	-12.0
収賄・贈賄	280	0.0	-10.8
殺人	1,769	0.1	-6.3
傷害	44,112	3.6	0.3
自動車等による業過	861,173	69.7	-3.5
窃盗	189,893	15.4	5.1
強盗	5,197	0.4	-12.7
詐欺	19,897	1.6	8.3
恐喝	7,282	0.6	-11.5
横領・背任	46,395	3.8	-0.3
盗品等関係	2,822	0.2	-9.3
毀棄・隠匿	11,182	0.9	0.3
暴力行為等処罰に関する法律	3,143	0.3	4.4
その他の刑法犯	17,054	1.4	3.9

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成18年における特別法犯の通常受理人員は117,935人で、前年に比べ1.9% (2,171人) 増加している。

これを主な罪名別に見る(表4)と、前年に比べ、軽犯罪法違反40.6% (4,278人)、大麻取締法違反20.2% (587人)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反17.1% (703人)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反15.8% (1,073人)などが増加しており、毒物及び劇物取締法違反22.7% (872人)、出入国管理及び難民認定法違反19.5% (2,805人)、覚せい剤取締法違反13.0% (2,999人)などが減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	117,935	100.0	1.9
公職選挙法	711	0.6	-53.6
軽犯罪法	14,820	12.6	40.6
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	4,814	4.1	17.1
銃砲刀剣類所持等取締法	5,990	5.1	12.9
売春防止法	1,162	1.0	-5.1
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	1,792	1.5	14.1
自動車損害賠償保障法	4,834	4.1	9.5
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7,850	6.7	15.8
大麻取締法	3,499	3.0	20.2
覚せい剤取締法	20,144	17.1	-13.0
毒物及び劇物取締法	2,968	2.5	-22.7
労働基準法	1,243	1.1	-2.7
労働安全衛生法	1,287	1.1	-3.2
道路運送車両法	2,762	2.3	-3.7
出入国管理及び難民認定法	11,552	9.8	-19.5
その他の特別法犯	32,507	27.6	6.4

なお、平成18年における麻薬・覚せい剤関係事犯の通常受理人員を罪名別に見ると、前年に比べ、あへん法違反は103.6% (29人)、大麻取締法違反は20.2% (587人)それぞれ増加し、覚せい剤取締法違反は13.0% (2,999人)、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反は2.8% (8人)、麻薬及び向精神薬取締法違反は0.4% (5人)それぞれ減少している。

平成13年以降の麻薬・覚せい剤関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 麻薬・覚せい剤関係事犯の通常受理人員の推移

罪名	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年
大麻取締法	2,096 (100)	2,428 (116)	2,909 (139)	3,190 (152)	2,912 (139)	3,499 (167)
麻薬及び向精神薬取締法	502 (100)	658 (131)	982 (196)	1,144 (228)	1,150 (229)	1,145 (228)
覚せい剤取締法	26,496 (100)	24,801 (94)	22,087 (83)	20,522 (77)	23,143 (87)	20,144 (76)
あへん法	60 (100)	79 (132)	72 (120)	75 (125)	28 (47)	57 (95)
麻薬特例法	71 (100)	198 (279)	180 (254)	192 (270)	287 (404)	279 (393)

(注) 括弧内の数は、平成13年を100とする指数である。

III 被疑事件の処理

1 既済・未済の人員（統計表第8，9，10表関係）

平成18年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員（※）の総数は2,079,684人で、未済となった被疑事件の人員の総数は14,893人である。前年に比べ、既済人員は2.9%（63,084人）減少し、未済人員は1.1%（158人）増加している。

これを罪種別に見る（表6）と、前年に比べ、既済人員については、特別法犯は0.7%（871人）増加し、交通法違反は5.0%（38,126人）、刑法犯は2.0%（25,829人）それぞれ減少しており、未済人員については、刑法犯は7.9%（744人）、特別法犯は7.5%（180人）それぞれ増加し、交通法違反は26.4%（766人）減少している。

（※）時効再起事件の人員（20人）及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済・未済人員

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	2,079,684	100.0	-2.9	14,893	100.0	1.1
刑法犯	1,237,124	59.5	-2.0	10,182	68.4	7.9
特別法犯	118,672	5.7	0.7	2,574	17.3	7.5
交通法違反	723,888	34.8	-5.0	2,137	14.3	-26.4

また、平成18年における受理人員（旧受及び新受）総数（2,462,014人）に対する未済人員（14,893人）の割合は0.6%で、前年と同率である。

平成18年の既済率は、総数で99.3%であり、前年と同率である。

平成13年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪種	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年
総数	98.9	98.8	98.9	99.0	99.3	99.3
刑法犯	97.1	97.3	97.5	97.9	98.5	98.3
特別法犯	96.0	96.1	96.5	97.0	98.0	97.9
交通法違反	99.5	99.5	99.4	99.5	99.6	99.7
自動車等による業過	99.2	99.0	99.2	99.3	99.6	99.6

(注) 1 「刑法犯」には自動車等による業過を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）}}{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）} + \text{未済人員数}} \times 100$$

2 既済事由別人員（統計表第8，9，10表関係）

平成18年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べ、起訴された人員は798,130人で7.5%（64,608人）減少し、不起訴となった人員は1,084,038人で2.1%（22,537人）増加している。

既済事由別人員の構成比について、平成13年以降の推移を見る（表8）と、公判請求の割合はほぼ横ばいに推移しているが、略式命令請求は減少傾向にあり、起訴全体の割合は減少傾向が認められる。一方、不起訴の割合は増加傾向が認められる。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由	平 成	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴	46.0	45.0	42.8	41.3	40.3	38.4	
公 判 請 求	5.8	6.3	6.7	6.8	6.8	6.6	
略 式 命 令 請 求	40.1	38.7	36.1	34.5	33.4	31.7	
不 起 訴	41.9	42.9	45.5	47.6	49.5	52.1	
そ の 他	12.1	12.1	11.7	11.1	10.2	9.5	

（注） 「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

平成18年において不起訴となった人員について、不起訴の種類別構成比を見ると、前年に比べ、嫌疑不十分は6.3%で1.4ポイント、その他は2.2%で0.2ポイントそれぞれ上昇し、起訴猶予は91.5%で1.6ポイント低下している。

平成18年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車等による業過を除く刑法犯は77.3%で、自動車等による業過は9.2%である。

なお、刑法犯で起訴された人員について、平成13年以降の公判請求及び略式命令請求の構成比の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、自動車等による業過を除く刑法犯、自動車等による業過ともに平成15年から横ばいに推移していたが、前者については平成18年は減少している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分	平 成	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
刑 法 犯	公 判 請 求	41.1	43.3	45.6	47.0	47.7	47.5
	略 式 命 令 請 求	58.9	56.7	54.4	53.0	52.3	52.5
自動車等による業過を除く刑法犯	公 判 請 求	77.1	78.4	80.1	80.2	80.2	77.3
	略 式 命 令 請 求	22.9	21.6	19.9	19.8	19.8	22.7
自動車等による業過	公 判 請 求	7.2	8.5	9.1	9.2	9.1	9.2
	略 式 命 令 請 求	92.8	91.5	90.9	90.8	90.9	90.8

3 被疑者の年齢（統計表第47，48表関係）

平成18年における既済事由が起訴又は起訴猶予となった刑法犯（自動車等による業過を除く。）の被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を見ると、20～24歳が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成13年以降の推移を見る（表10）と、20～24歳は減少傾向にあるものの、いずれの年においても最大値である。また、55歳以上の高年齢者層は増加傾向が認められる。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平 成	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	平 成 18 年		
							総 数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
14～17歳	0.1	0.1	0.4	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	
18・19歳	1.2	1.2	1.3	0.9	0.8	1.0	1.0	0.6	
20～24歳	17.8	17.2	17.3	16.3	15.7	15.5	16.0	12.0	
25～29歳	15.5	14.4	14.5	14.3	13.7	12.9	13.2	10.7	
30～34歳	13.1	13.4	13.7	14.6	14.2	13.0	13.3	11.4	
35～39歳	10.0	10.5	10.5	11.9	12.1	11.3	11.4	10.2	
40～44歳	8.3	8.6	8.5	9.2	9.6	8.9	8.9	8.4	
45～49歳	8.7	8.3	7.7	7.5	7.5	7.6	7.6	7.8	
50～54歳	10.3	10.2	9.4	8.3	7.7	7.6	7.6	7.4	
55～59歳	6.7	6.8	6.9	6.9	7.5	8.7	8.7	8.7	
60～64歳	4.3	4.6	4.7	4.7	5.0	5.4	5.2	7.0	
65～69歳	2.5	2.8	2.9	2.8	3.2	3.8	3.5	5.9	
70歳以上	1.6	1.9	2.3	2.5	3.0	4.3	3.5	9.9	

4 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

平成18年において起訴された人員は798,130人である。これを罪種別に見ると、自動車等による業過を除く刑法犯は110,298人で、起訴された人員の13.8%，特別法犯は71,821人で同9.0%，交通法違反は530,181人で同66.4%，自動車等による業過は85,830人で同10.8%である。

平成18年の起訴率は42.4%で、前年に比べ2.4ポイント低下している。

平成13年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、一般的に減少傾向が認められる。

表11 起訴率の推移

罪種	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年
総数	52.3	51.2	48.4	46.4	44.8	42.4
刑法犯	56.9	55.4	53.3	50.0	46.8	43.6
特別法犯	73.1	73.5	70.8	67.5	66.1	62.8
交通法違反	89.2	87.3	85.3	83.3	81.7	77.4
自動車等による業過	11.7	12.2	11.6	11.2	10.7	10.3

（注）1 「刑法犯」には自動車等による業過を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の起訴率について、平成13年以降の推移を主な罪名別に見る（表12）と、前年に比べ、公務執行妨害（16.3ポイント）、収賄・贈賄（7.2ポイント）、脅迫（6.4ポイント）、殺人（1.0ポイント）、横領・背任（0.9ポイント）などが上昇している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪名	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年
公務執行妨害	45.4	49.8	41.8	43.9	44.2	60.5
放火	67.1	65.2	66.9	65.6	61.5	59.5
強盗	58.4	50.0	36.8	51.1	58.1	50.0
強姦	61.4	62.3	62.1	61.4	61.0	60.3
賭博	65.8	59.6	56.8	57.8	56.4	46.4
収賄・贈賄	77.3	79.2	65.7	70.2	72.3	79.5
殺人	61.9	65.9	62.1	55.4	55.7	56.7
傷害	65.9	62.9	60.4	58.5	55.9	56.2
自動車等による業過	11.7	12.2	11.6	11.2	10.7	10.3
脅迫	62.8	63.5	51.6	54.6	48.4	54.8
窃盗	54.8	54.1	53.9	47.9	42.0	36.6
強盗	82.1	84.3	87.5	85.7	83.9	80.5
詐欺	68.5	66.5	66.9	68.1	69.3	67.2
恐喝	66.6	63.1	62.8	59.5	59.4	57.0
横領・背任	19.2	19.7	15.9	14.6	14.3	15.2
盗品等関係	49.9	48.0	44.8	55.8	52.9	49.7
暴力行為等処罰に関する法律	73.4	74.2	71.6	69.9	68.2	66.3

（注）「殺人」には刑法第2編第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

5 処理期間（統計表第30，31表関係）

平成18年において既済となった被疑事件（※1）の処理期間（※2）について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る（表13）と、被疑事件を受理後15日以内に処理されている割合は、刑法犯61.8%，特別法犯53.0%，総数59.4%であり、1月以内までの同割合は、刑法犯87.8%，特別法犯81.2%，総数85.9%である。

さらに、2月以内までの同割合を見ると、刑法犯94.6%，特別法犯91.5%，総数93.7%であり、前年に比べ総数で1.0ポイント上昇している。

（※1）他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車等による業過及び交通法違反を含まない。

（※2）検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪 種	総 数	15 日 以 内	1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	2年を 超える
総 数	573,094 (100.0)	340,512 (59.4)	152,080 (26.5)	44,391 (7.7)	15,400 (2.7)	15,430 (2.7)	4,515 (0.8)	671 (0.1)	95 (0.0)
刑 法 犯	419,378 (100.0)	259,008 (61.8)	108,664 (25.9)	28,541 (6.8)	9,735 (2.3)	9,806 (2.3)	3,033 (0.7)	504 (0.1)	87 (0.0)
特 別 法 犯	153,716 (100.0)	81,504 (53.0)	43,416 (28.2)	15,850 (10.3)	5,665 (3.7)	5,624 (3.7)	1,482 (1.0)	167 (0.1)	8 (0.0)

(注) 括弧内の数は、総数に対する構成比である。

IV 少年被疑事件

1 通常受理人員（統計表第27表関係）

平成18年における少年被疑事件の通常受理人員は197,641人で、前年に比べ9.3%（20,238人）減少している。

これを罪種別に見る（表14）と、前年に比べ、刑法犯は8.5%（14,478人）、特別法犯は17.6%（866人）、交通法違反は11.5%（4,894人）それぞれ減少している。

また、男女別構成比では、男子が79.5%を占めているが、前年に比べ7.6%（12,831人）減少し、女子も15.4%（7,407人）減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪 種・性 別	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	197,641	100.0	-9.3
刑 法 犯	156,056	79.0	-8.5
特 別 法 犯	4,041	2.0	-17.6
交 通 法 違 反	37,544	19.0	-11.5
男	157,095	79.5	-7.6
女	40,546	20.5	-15.4

少年被疑事件の通常受理人員について、平成13年以降の推移を罪種別に見る（表15）と、全般的に減少傾向が認められる。

また、男女別では、男子は全般的に減少傾向にあり、女子は平成15年以降減少傾向にある。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪 種・性 別	平 成 13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
総 数	100	99	95	91	82	74
刑 法 犯	100	104	105	103	92	84
特 別 法 犯	100	90	91	86	72	59
交 通 法 違 反	100	90	77	67	60	53
自動車等による業過	100	98	93	89	83	76
男	100	98	94	88	80	74
女	100	104	100	100	89	75

(注) 1 平成13年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車等による業過を含まない。

2 罪名別通常受理人員（統計表第27表関係）

平成18年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別（※）に見る（表16）と、前年に比べ、放火23.1%（21人）、住居侵入13.7%（429人）、殺人11.6%（8人）、詐欺11.5%（153人）などが増加し、強盗23.5%（372人）、恐喝22.0%（685人）、強制わいせつ・強姦14.3%（74人）、窃盗12.2%（9,504人）などが減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その2）」による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	156,056	100.0	-8.5
公務執行妨害	250	0.2	-0.8
放 火	112	0.1	23.1
住居侵入	3,555	2.3	13.7
強制わいせつ・強姦	442	0.3	-14.3
殺人	77	0.0	11.6
傷害	8,214	5.3	-0.7
自動車等による業過	33,089	21.2	-8.3
窃 盗	68,312	43.8	-12.2
強 盗	1,211	0.8	-23.5
詐 欺	1,487	1.0	11.5
恐 喝	2,435	1.6	-22.0
横領・背任	31,012	19.9	-5.1
盗品等関係	1,721	1.1	-2.3
暴力行為等処罰に関する法律	885	0.6	2.2
その他の刑法犯	3,254	2.1	7.5

(注) 「殺人」には刑法第2編第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、麻薬・覚せい剤関係事犯の通常受理人員を罪名別に見ると、前年に比べ、大麻取締法違反は224人で4.2%（9人）増加し、麻薬及び向精神薬取締法違反は53人で45.9%（45人）、毒物及び劇物取締法違反は1,145人で37.3%（680人）、覚せい剤取締法違反は406人で35.4%（222人）それぞれ減少している。

3 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7, 9, 10, 27表関係）

平成18年における全被疑者（少年、成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は9.6%で、前年に比べ0.7ポイント低下している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、平成13年以降の推移を罪種別に見る（表17）と、全般的に減少傾向が認められる。

表17 全被疑者中に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年
総 数	12.1	12.1	11.8	11.2	10.3	9.6
刑 法 犯	15.8	16.0	15.6	14.8	13.6	12.6
特 別 法 犯	7.3	6.5	5.9	5.3	4.2	3.4
交 通 法 違 反	7.7	7.3	6.7	6.1	5.7	5.3

平成18年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に見る（表18）と、少年被疑者の占める割合が前年に比べ増加している罪名は、盗品等関係（4.4ポイント）、放火（1.6ポイント）、殺人（0.7ポイント）などであり、減少している罪名は、窃盗（7.1ポイント）、恐喝（4.5ポイント）、横領・背任（3.4ポイント）、強盗（3.3ポイント）などである。

なお、少年被疑者の占める割合が成人の割合より高い罪名は、横領・背任、盗品等関係である。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪名	少年	成人
総数	12.6	87.4
公務執行妨害	7.5	92.5
放火	9.4	90.6
強制わいせつ・強姦	9.0	91.0
殺人	4.4	95.6
傷害	18.6	81.4
自動車等による業過	3.8	96.2
窃盗	36.0	64.0
強盗	23.3	76.7
詐欺	7.5	92.5
恐喝	33.4	66.6
横領・背任	66.8	33.2
盗品等関係	61.0	39.0
暴力行為等処罰に関する法律	28.2	71.8
その他の刑法犯	9.5	90.5

(注) 「殺人」には刑法第2編第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

4 少年被疑事件の年齢別人員（統計表第27表関係）

平成18年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を年齢別に見る（表19）と、前年に比べ、14・15歳は8.1%（3,832人）、16・17歳は8.6%（4,936人）、18・19歳は8.7%（5,710人）それぞれ減少している。

表19 少年被疑事件の年齢別刑法犯通常受理人員

年齢	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	156,056	100.0	-8.5
14・15歳	43,221	27.7	-8.1
16・17歳	52,702	33.8	-8.6
18・19歳	60,133	38.5	-8.7

少年被疑事件における刑法犯の通常受理人員の年齢別構成比について、平成13年以降の推移を見る（表20）と、14・15歳のいわゆる年少少年の割合は、平成14年までは減少傾向を示し、平成15年以降は増加傾向が認められたが、平成18年は前年に比べ4.4ポイント低下している。16・17歳のいわゆる年中少年の割合は、平成14年までは増加傾向であったが、平成15年以降減少傾向にある。18・19歳のいわゆる年長少年の割合は、平成15年以降は横ばい傾向にある。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年齢	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14・15歳	27.1	25.9	26.2	26.5	27.6	27.7
16・17歳	36.0	36.9	35.4	34.7	33.8	33.8
18・19歳	36.8	37.2	38.4	38.8	38.6	38.5

V 外国人被疑事件

1 通常受理人員（統計表第15、21表関係）

平成18年における外国人被疑事件の通常受理人員は28,135人で、前年に比べ10.4%（3,268人）減少している。

これを罪種別に見る（表21）と、前年に比べ、刑法犯は3.6%（458人）、特別法犯は15.2%（2,810人）それぞれ減少している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	28,135	100.0	-10.4
刑法犯	12,403	44.1	-3.6
特別法犯	15,732	55.9	-15.2

平成18年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジル、ベトナムなどが上位にある。

対前年比から見ると、韓国・朝鮮6.1%（406人）、ベトナム4.6%（44人）が増加し、中国20.6%（2,290人）、イラン20.5%（140人）、タイ17.8%（190人）、コロンビア10.1%（42人）などが減少している。

表22 外国人被疑事件の国籍別通常受理人員

国	籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総	数	28,135	100.0	-10.4
中	国	8,810	31.3	-20.6
韓	国・朝	7,064	25.1	6.1
フ	ィリ	2,245	8.0	-0.1
ブ	ラジ	1,972	7.0	-1.3
ベ	トナ	1,008	3.6	4.6
タ	イ	878	3.1	-17.8
ペ	ル	682	2.4	-3.4
イ	ラン	544	1.9	-20.5
ア	メリ	463	1.6	-6.7
コ	ロン	373	1.3	-10.1
そ	の他	4,096	14.6	-19.2

平成18年における来日外国人被疑事件（自動車等による業過及び交通法違反を除く。以下同じ。）の通常受理人員は20,205人で、前年に比べ18.3%（4,530人）減少している。

これを罪種別に見る（表23）と、前年に比べ、刑法犯は11.1%（903人）、特別法犯は21.9%（3,627人）それぞれ減少している。

また、平成18年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は71.8%で、前年に比べ7.0ポイント低下しており、罪種別では刑法犯は58.4%で5.0ポイント、特別法犯は82.4%で7.0ポイントそれぞれ低下している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総 数	20,205	100.0	-18.3	71.8
刑 法 犯	7,248	35.9	-11.1	58.4
特 別 法 犯	12,957	64.1	-21.9	82.4

平成18年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルなどが上位にある。

表24 来日外国人被疑事件の国籍別通常受理人員

国	籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総	数	20,205	100.0	-18.3	71.8
中	国	7,269	36.0	-26.9	82.5
韓	国・朝	3,170	15.7	1.5	44.9
フ	ィリ	1,809	9.0	-9.0	80.6
ブ	ラジ	1,396	6.9	-6.6	70.8
タ	イ	756	3.7	-20.3	86.1
ベ	トナ	753	3.7	-3.1	74.7
ペ	ル	527	2.6	-3.5	77.3
イ	ラン	495	2.4	-25.0	91.0
ス	リラ	330	1.6	4.1	92.4
コ	ロン	315	1.6	-19.6	84.5
そ	の他	3,385	16.8	-25.4	82.6

2 罪名別通常受理人員（統計表第15，21表関係）

平成18年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べ、刑法犯では文書偽造29.6%（141人），詐欺16.8%（68人），公務執行妨害8.8%（12人）が増加し，盗品等関係31.2%（59人），恐喝30.5%（60人），強盗30.1%（205人）などが減少している。特別法犯では麻薬及び向精神薬取締法違反34.2%（54人），関税法違反20.4%（29人），銃砲刀剣類所持等取締法違反17.2%（35人）が増加し，出入国管理及び難民認定法違反20.7%（2,840人），外国人登録法違反15.0%（6人），大麻取締法違反9.8%（30人）などが減少している。

構成比で見ると，出入国管理及び難民認定法違反が38.7%と最も高く，次いで窃盗が21.9%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	28,135	100.0	-10.4
刑法犯	12,403	44.1	-3.6
公務執行妨害	148	0.5	8.8
住居侵入	315	1.1	-11.3
文書偽造	618	2.2	29.6
強制わいせつ・強姦	148	0.5	-4.5
賭博・富くじ	63	0.2	-23.2
殺人	74	0.3	-8.6
傷害	1,739	6.2	-3.4
窃盗	6,158	21.9	-3.9
強盗	477	1.7	-30.1
詐欺	472	1.7	16.8
恐喝	137	0.5	-30.5
横領・背任	891	3.2	5.3
盗品等関係	130	0.5	-31.2
暴力行為等処罰に関する法律	94	0.3	-12.1
その他の刑法犯	939	3.3	-0.3
特別法犯	15,732	55.9	-15.2
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	691	2.5	8.8
銃砲刀剣類所持等取締法	239	0.8	17.2
売春防止法	251	0.9	13.1
大麻取締法	276	1.0	-9.8
麻薬及び向精神薬取締法	212	0.8	34.2
覚せい剤取締法	1,113	4.0	-9.5
関税法	171	0.6	20.4
出入国管理及び難民認定法	10,887	38.7	-20.7
外国人登録法	34	0.1	-15.0
その他の特別法犯	1,858	6.6	-1.1

（注） 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を，「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成18年における全被疑者の通常受理人員（492,359人。自動車等による業過及び交通法違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は5.7%で，前年に比べ0.8ポイント低下している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると，刑法犯では文書偽造13.3%，強盗9.2%，賭博・富くじ5.2%などが，特別法犯では外国人登録法違反94.4%，出入国管理及び難民認定法違反94.2%，関税法違反39.1%，売春防止法違反21.6%などが高い割合を示している。

平成18年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表26）と，刑法犯では文書偽造22.6%（84人），強制わいせつ・強姦13.6%（11人）が増加し，暴力行為等処罰に関する法律違反43.9%（25人），賭博・富くじ40.3%（25人），恐喝38.2%（26人）などが減少している。特別法犯では麻薬及び向精神薬取締法違反27.2%（37人），関税法違反15.0%（19人），銃砲刀剣類所持等取締法違反5.1%（7人）が増加し，外国人登録法違反28.0%（7人），出入国管理及び難民認定法違反25.5%（3,361人），大麻取締法違反18.4%（44人），覚せい剤取締法違反11.5%（91人）などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	20,205	100.0	-18.3
刑 法 犯	7,248	35.9	-11.1
公 務 執 行 妨 害	82	0.4	-2.4
住 居 侵 入	172	0.9	-27.7
文 書 偽 造	455	2.3	22.6
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	92	0.5	13.6
賭 博 ・ 富 く じ	37	0.2	-40.3
殺 人	41	0.2	-21.2
傷 害	819	4.1	-10.5
窃 盗	3,876	19.2	-10.9
強 盗	361	1.8	-28.7
詐 欺	202	1.0	-3.3
恐 喝	42	0.2	-38.2
横 領 ・ 背 任	443	2.2	-4.1
盗 品 等 関 係	91	0.5	-30.5
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	32	0.2	-43.9
そ の 他 の 刑 法 犯	503	2.5	-10.7
特 別 犯	12,957	64.1	-21.9
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	455	2.3	-2.2
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	144	0.7	5.1
売 春 防 止 法	169	0.8	-1.7
大 麻 取 締 法	195	1.0	-18.4
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	173	0.9	27.2
覚 せ い 剤 取 締 法	702	3.5	-11.5
関 税 法	146	0.7	15.0
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	9,830	48.7	-25.5
外 国 人 登 録 法	18	0.1	-28.0
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,125	5.6	-13.4

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成18年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では強盗75.7%、文書偽造73.6%、盗品等関係70.0%、窃盗62.9%、強制わいせつ・強姦62.2%などが、特別法犯では出入国管理及び難民認定法違反90.3%、関税法違反85.4%、麻薬及び向精神薬取締法違反81.6%などが高い割合を示している。

VI 被疑者の逮捕・勾留

1 逮捕（統計表第41、43表関係）

平成18年において逮捕された者（※）は153,790人で、前年に比べ3.8%（6,118人）減少しており、平成18年において既済となった被疑事件（※）の人員の31.4%で1.8ポイント低下している。

（※）自動車等による業過及び交通法違反を除く。以下同じ。

罪種別に見る（表27）と、前年に比べ、逮捕された者の人員は、刑法犯は1.4%（1,553人）、特別法犯は9.1%（4,565人）それぞれ減少している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は28.8%で1.0ポイント、特別法犯は39.9%で4.3ポイントそれぞれ低下している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪 種	総 数	逮 捕 さ れ た 者			逮 捕 さ れ な か っ た 者		
		人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	489,912	153,790	31.4	-3.8	336,122	68.6	4.5
刑 法 犯	375,056	108,002	28.8	-1.4	267,054	71.2	3.5
特 別 法 犯	114,856	45,788	39.9	-9.1	69,068	60.1	8.7

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成13年以降の推移をみると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	33.8	33.6	34.1	33.1	33.2	31.4
逮捕されなかった者	66.2	66.4	65.9	66.9	66.8	68.6

平成18年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別（年齢不詳者を除く。）に見ると、前年に比べ、逮捕された少年は16,439人（13.0%）で9.5%（1,727人）、同成人は137,302人（44.3%）で3.1%（4,380人）それぞれ減少している。また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男子は137,017人（36.9%）で4.2%（6,007人）、同女子は16,766人（25.0%）で0.6%（107人）それぞれ減少している。

平成18年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、前年に比べ、検察庁逮捕が523人で2.1%（11人）増加し、警察から身柄送致が146,476人で3.8%（5,822人）、警察で身柄釈放が6,791人で4.3%（307人）それぞれ減少している。

表29 被逮捕人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	153,790	100.0	-3.8
検 察 庁 逮 捕	523	0.3	2.1
警 察 から 身 柄 送 致	146,476	95.2	-3.8
警 察 で 身 柄 釈 放	6,791	4.4	-4.3

また、平成18年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴された者は98,574人（64.1%）、不起訴となった者は39,039人（25.4%）、中止処分となった者は90人（0.1%）、家庭裁判所に送致された者は16,087人（10.5%）であり、起訴された者は、前年に比べ3.0%（3,030人）減少している。

2 勾留（統計表第41、42、44表関係）

平成18年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留を請求された者は136,685人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の93.0%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は136,113人で、勾留を請求された者の99.6%を占めている。

また、勾留された者（※）は136,119人で、前年に比べ4.0%（5,660人）減少している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成18年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、前年に比べ、勾留中略式命令請求は16,283人で7.4%（1,119人）増加し、勾留中公判請求は72,570人で5.6%（4,309人）、勾留中家裁送致は11,208人で9.8%（1,219人）、勾留後釈放は36,053人で3.3%（1,248人）それぞれ減少している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	136,119	100.0	-4.0
勾 留 中 公 判 請 求	72,570	53.3	-5.6
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	16,283	12.0	7.4
勾 留 中 家 裁 送 致	11,208	8.2	-9.8
勾 留 中 釈 放	36,053	26.5	-3.3
そ の 他	5	0.0	-37.5

また、勾留後釈放された被疑者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴された者（勾留中求令状により起訴された者を含む。）は3,558人（9.9%）、不起訴となった者は31,566人（87.6%）、中止処分となった者は55人（0.2%）、家庭裁判所に送致された者は874人（2.4%）である。

平成18年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴された者は92,427人（67.9%）、不起訴となった者は31,598人（23.2%）、中止処分となった者は55人（0.0%）、家庭裁判所に送致された者は12,039人（8.8%）であり、起訴された者は、前年に比べ3.2%（3,036人）減少している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構 成 比 (%)	対 前 年 比 (%)
総 数	136,119	100.0	-4.0
起 訴	92,427	67.9	-3.2
不 起 訴	31,598	23.2	-3.4
起 訴 猶 予	25,636	18.8	-4.3
嫌 疑 不 十 分	3,938	2.9	-2.4
そ の 他	2,024	1.5	5.9
中 止	55	0.0	-1.8
家 裁 送 致	12,039	8.8	-11.1

平成18年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,410人(1.0%)、10日以内は60,570人(44.5%)、15日以内は5,071人(3.7%)、20日以内は68,948人(50.7%)、25日以内は24人(0.0%)、25日を超えるは96人(0.1%)である。

なお、平成18年において勾留期間の延長を請求された者は74,177人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は74,112人で、延長を請求された者の99.91%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴された者は53,236人で、延長が許可された者の71.8%を占める。

Ⅶ 被疑者の前科関係

1 初犯者・前科者の人員（統計表第47、48表関係）

平成18年において起訴又は起訴猶予となった被疑者（前科不詳者、法人並びに自動車等による業過及び交通法違反を除く。以下同じ。）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は181,576人で全体の62.3%を占めている。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に見ると、前年に比べ、刑法犯は39.8%で0.3ポイント上昇し、特別法犯は33.9%で1.3ポイント低下している。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	291,296	181,576	109,720
男	254,591	150,476	104,115
女	36,705	31,100	5,605
刑 法 犯	185,886	111,875	74,011
男	162,112	91,643	70,469
女	23,774	20,232	3,542
特 別 法 犯	105,410	69,701	35,709
男	92,479	58,833	33,646
女	12,931	10,868	2,063

起訴又は起訴猶予となった刑法犯の被疑者について、平成13年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見る（表33）と、全般的に初犯者の割合が増加傾向にあることが認められる。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平 成 13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	57.9	58.3	59.2	60.4	60.4	62.3
前 科 者	42.1	41.7	40.8	39.6	39.6	37.7

平成18年において起訴又は起訴猶予となった刑法犯の被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、前年に比べ、初犯者の割合が増加している罪名は、横領・背任2.4ポイント、強制わいせつ・強姦1.3ポイント、暴力行為等処罰に関する法律違反1.0ポイントなどである。また、前科者の割合が増加している罪名は、文書偽造8.8ポイント、放火5.0ポイント、恐喝4.0ポイント、盗品等関係3.7ポイントなどである。

なお、前科者の割合が初犯者の割合より高い罪名は、暴力行為等処罰に関する法律違反、恐喝及び脅迫である。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪名	初犯者	前科者
公務執行妨害	57.3	42.7
放火	65.2	34.8
住居侵入	58.6	41.4
文書偽造	61.1	38.9
強制わいせつ・強姦	63.4	36.6
賭博・強盗	73.5	26.5
殺害	59.3	40.7
傷害	59.4	40.6
脅迫	47.9	52.1
窃盗	59.5	40.5
強盗	57.1	42.9
詐欺	56.9	43.1
恐喝	46.5	53.5
横領・背任	72.2	27.8
盗品等関係	51.7	48.3
暴力行為等処罰に関する法律	43.9	56.1

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

なお、平成18年において起訴又は起訴猶予となった特別法犯の被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、外国人登録法違反90.0%（前年比3.6ポイント上昇）、公職選挙法違反77.8%（同6.2ポイント低下）などである。また、前科者の割合の高い罪名は、覚せい剤取締法違反68.0%（同0.8ポイント低下）、毒物及び劇物取締法違反57.8%（同2.2ポイント上昇）などである。

2 初犯者・前科者別公訴提起（公判請求及び略式命令請求）率（統計表第49、50表関係）

平成18年において公訴提起又は起訴猶予となった被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯者では刑法犯は50.0%（前年49.6%）、特別法犯は58.6%（同62.0%）であり、前科者では刑法犯は73.4%（同72.5%）、特別法犯は80.9%（同83.6%）である。

これを刑法犯の主な罪名別に見る（表35）と、公訴提起率が高い罪名は、初犯者では強盗96.7%、殺人92.0%、強制わいせつ・強姦91.6%、放火83.6%などであり、前科者では殺人98.4%、強盗97.3%、強制わいせつ・強姦96.5%、放火88.9%などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者・前科者の公訴提起率

罪名	初犯者	前科者
公務執行妨害	58.2	69.0
放火	83.6	88.9
住居侵入	51.4	68.7
文書偽造	73.0	84.2
強制わいせつ・強姦	91.6	96.5
賭博・強盗	38.5	75.1
殺害	92.0	98.4
傷害	53.4	69.8
脅迫	65.8	74.9
窃盗	43.5	76.2
強盗	96.7	97.3
詐欺	73.6	80.7
恐喝	61.3	73.3
横領・背任	13.3	27.6
盗品等関係	52.8	68.4
暴力行為等処罰に関する法律	61.2	78.6

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

平成18年において公訴提起又は起訴猶予となった被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を特別法犯の主な罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反は初犯者90.9%、前科者95.0%、毒物及び劇物取締法違反は初犯者90.3%、前科者93.8%、職業安定法違反は初犯者68.6%、前科者92.7%、麻薬及び向精神薬取締法違反は初犯者81.7%、前科者87.1%、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反は初犯者77.7%、前科者85.3%、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反は初犯者70.7%、前科者80.4%、銃砲刀剣類所持等取締法違反は初犯者50.2%、前科者65.5%などとなっている。

Ⅷ 検察官の上訴

1 控訴（統計表第59, 60表関係）

平成18年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は284人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は218人で、検察官が控訴した被告事件の76.8%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成18年において既済となった人員を既済事由別に構成比を見る（表36）と、破棄自判が66.5%と最も高く、次いで控訴棄却が23.0%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	257	100.0
破 棄 自 判	171	66.5
破 棄 差 戻 し ・ 破 棄 移 送	8	3.1
控 訴 棄 却	59	23.0
控 訴 取 下 げ	1	0.4
そ の 他	18	7.0

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪であった36人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪となった者は25人（69.4%）、破棄差戻し・破棄移送となった者は4人（11.1%）、控訴棄却となった者は7人（19.4%）である。また、原判決が有罪であった221人については、破棄自判により原判決より刑が重くなった者は120人（54.3%）、刑が同じであった者は18人（8.1%）、刑が軽くなった者は8人（3.6%）で、控訴棄却となった者は59人（23.0%）などである。

2 上告（統計表第59, 61表関係）

平成18年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は6人である。また、検察官が上告した被告事件で、平成18年において既済となった人員は3人である。

Ⅸ 確定裁判と刑の執行猶予

1 確定裁判（統計表第63表関係）

平成18年において確定裁判を受けた人員は738,263人で、前年に比べ5.6%（44,208人）減少している。

これを刑の種類及び裁判結果別に見る（表37）と、前年に比べ、死刑90.9%（10人）、科料1.4%（39人）が増加し、拘留19.2%（5人）、罰金5.8%（39,831人）、禁錮5.2%（202人）、懲役4.9%（4,200人）が減少している。また、無罪は24.2%（16人）増加し、公訴棄却は6.9%（35人）減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑 の 種 類 等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	738,263	100.0	-5.6
死 刑	21	0.0	90.9
懲 役	80,954	10.9	-4.9
禁 錮	3,702	0.5	-5.2
罰 金	650,141	88.1	-5.8
拘 留	21	0.0	-19.2
科 料	2,868	0.4	1.4
無 罪	82	0.0	24.2
公 訴 棄 却	471	0.1	-6.9
そ の 他	3	0.0	0.0

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成13年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、懲役及び禁錮は増加傾向にあったが、平成17年から減少傾向に転じている。また、罰金は引き続き減少傾向にある。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の指数の推移

刑 の 種 類	平 成 13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
懲 役	100	106	112	114	113	107
禁 錮	100	117	134	140	130	123
罰 金	100	95	89	84	78	74

(注) 平成13年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成13年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る（表39）と、懲役、禁錮ともに実刑の割合がほぼ横ばいに推移していたが、懲役については、平成15年に減少したものの、平成16年以降増加傾向にある。禁錮については、平成14年から減少傾向に転じたが、平成17年以降は横ばいに推移している。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区 分		平成 13年	14年	15年	16年	17年	18年
懲 役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	38.5	38.7	37.9	38.5	39.6	41.8
	執行猶予	61.5	61.3	62.1	61.5	60.4	58.2
禁 錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	6.6	6.6	6.3	5.1	6.4	6.4
	執行猶予	93.4	93.4	93.7	94.9	93.6	93.6

平成18年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別による構成比を見る（表40）と、前年に比べ、懲役では3年以下が55.5%で0.4ポイント、1年以下が26.0%で0.2ポイント、20年以下が0.4%で0.1ポイントそれぞれ上昇し、5年以下が11.5%で0.4ポイント、10年以下が5.0%で0.4ポイントそれぞれ低下している。また、禁錮では3年以下が78.1%で7.0ポイント上昇し、3年を超えるが1.7%で0.7ポイント、1年以下が20.3%で6.2ポイントそれぞれ減少している。

表40 懲役・禁錮の刑期別人員

区 分		人 員	構成比 (%)
懲 役	計	33,852	100.0
	1年以下	8,803	26.0
	3年以下	18,784	55.5
	5年以下	3,905	11.5
	10年以下	1,697	5.0
	15年以下	387	1.1
	20年以下	133	0.4
	20年を超える	8	0.0
	無 期	135	0.4
禁 錮	計	237	100.0
	1年以下	48	20.3
	3年以下	185	78.1
	3年を超える	4	1.7
	無 期	-	-

(注) 刑の執行猶予を除く。

2 自由刑の刑の執行猶予（統計表第68, 69, 70, 71表関係）

平成18年において自由刑の刑の執行猶予の言渡しを受けた人員は50,549人で、前年に比べ8.3%（4,556人）減少している。その人員及び構成比を刑の種類別に見ると、前年に比べ、懲役が47,085人（93.1%）で8.5%（4,361人）、禁錮が3,459人（同6.8%）で5.4%（196人）それぞれ減少している。

また、同人員について、執行猶予期間別に構成比を見る（表41）と、執行猶予期間が3年以上が61.8%と最も高く、次いで4年以上が26.2%を占めている。

表41 刑の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人 員	構成比 (%)
計	50,549	100.0
1年以 上	20	0.0
2年以 上	1,114	2.2
3年以 上	31,240	61.8
4年以 上	13,256	26.2
5年以 上	4,919	9.7

平成18年において自由刑の刑の執行猶予の言渡しを取り消された者は7,650人（取り消された刑の種類は、懲役7,619人、禁錮31人）で、前年に比べ97人（1.3%）増加している。

刑の執行猶予の言渡しを取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は7,149人で、刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の93.5%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は1,381人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の19.3%を占めている。